

令和 5 年 5 月 2 日

保護者のみなさまへ

羽曳野市立羽曳が丘小学校
校長 前田 幸章

放課後の運動場開放について(お知らせとお願い)

陽春の候、保護者の皆様には平素より本校教育活動にご理解ご支援いただきありがとうございます。

さて、放課後の運動場開放についてはコロナ禍の中で実施できておりませんでした。子どもたちが有意義に活動してもらうために下記の約束事を守っていただく中で実施していきます。

なお、運動場開放につきましては、安全に気をつけて、ルールを守ったうえでの開放となりますので、保護者の皆様にはご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

放課後の運動場使用について

1. 日 時 原則、全校児童帰宅後から17時まで(冬季 11 月～2 月は 16 時 30 分)
【長期休業中は、開放しません。また課業日であっても校内事情により校庭解放できない日については学校だより等でお知らせいたします。】
2. 場 所 運動場 雨の日は使用できません。
3. 使用できる人 在校生のみ（保護者の付き添いがあれば申し出てください。）
4. 使うときの約束 学校のきまりと同じです。
 - ・一度下校し、帰宅してから来ること。
 - ・お菓子、携帯電話など、学校に持ってきてはいけないものは持ってこない。
 - ・危険な遊びはしない。(バットは振らない、硬いボールを使わない、など)
 - ・安全管理のため出入りは正門から行う。(インターホンで職員が対応します)
 - ・自転車でもよいが、正門の内側に並べて駐輪すること。
5. その他
 - ☆ 運動場を校区の公園のひとつと考え、管理責任については以下のことは学校が責任を負えないことをご了承ください。
 - ① 自転車は所定場所に通行の妨げにならないようにとめる。必ず施錠して、各自の責任で鍵の管理をおこなってください。
 - ② 運動場のケガについては対応できる場合もありますが、責任を負うことはできません。また、災害給付の対象とはなりません。
 - ③ 遊んでいるかどうかの問い合わせはご遠慮ください。